

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 79 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2021 年 12 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

### ワクチン接種義務付けポリシーの適法・合理性（労働法）



フェアワーク委員会は、ワクチン接種を従業員に義務付ける社内ポリシー（ワクチンポリシー）が争われた事案で決定を出しました。本事案は、Mt Arthur Coal Pty Ltd が露天掘り炭鉱の全従業員に新型コロナウイルスのワクチン接種を義務付け、接種を炭鉱への入場の条件としたことが、適法かつ合理的な指揮命令といえるかが争われたものです。

ワクチンポリシーは、反差別・保健等の法律に反しないように作成されていれば適法といえる一方で、その合理性については、使用者が従業員と協議する義務を履行していたかを含め、使用者と従業員に関するすべての事実関係を考慮して判断されます。本決定は、ワクチンポリシーを採用・検討している使用者にとって、示唆に富むものであるといえます。

本稿では、本決定の内容を紹介したうえで、適法かつ合理的なワクチンポリシーを導入するためのポイントを概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## その他の注目のトピック

### 再生可能エネルギーの問題を解消する「P2X」（エネルギー事業）

オーストラリアのエネルギー業界では、過去 10 年にわたり、風力や太陽光発電プロジェクトが大幅に増加していますが、送電網の混雑、建設市場の逼迫といった問題も生じています。

これに対して、デベロッパーは、Power to X（P2X）という新しいテクノロジーを検討するようになってきました。これは、発電（P）だけでなく電力の貯蔵や使用（X）にも焦点を当てるもので、再生可能エネルギーによる発電で生じた余剰電力を化学エネルギー等に変換します（例えば水を電気分解して水素を生成）。P2X により、デベロッパーは、バリューチェーンにより付加価値を与え、また出力が不安定であるという再生可能エネルギーの主な問題を解消することができます。

本稿では、大規模再生エネルギーの沿革や P2X の意義、P2X に関連する国際機関の報告書やオーストラリアの政策・規制について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### ATO の報告書から窺える移転価格の重要性（税法）

オーストラリア税務当局（ATO）は、最近公表した報告書（公企業や多国籍企業の上位 100 社に対して実施したレビューに関する「Findings report top 100 program」や、納税者による Reportable Tax Position（RTP）別表での開示に関する「Findings report Reportable tax position schedule Category C disclosures」）において、移転価格について繰り返し取り上げています。これらの ATO の見解を把握し、ATO の税務調査に備えておくことは、すべての大規模納税者にとって、税務リスクをマネジメントするために必須であるといえます。

本稿では、ATO の上記報告書の概要について紹介したうえで、ATO のスタンスや納税者が備えるべき事項などについて解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版は、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## RCEP が 2022 年 1 月 1 日に発効（通商）

世界で最も大規模な自由貿易協定である、地域的な包括的経済連携

（RCEP）協定が、2022 年 1 月 1 日に発効します。RCEP は、インド太平洋地域の 15 か国（ASEAN の 10 か国と、中国、日本、韓国、オーストラリア及びニュージーランド）が署名しており、世界の人口と GDP の約 3 分の 1 を占める規模のものであります。

RCEP により、オーストラリアの貿易相手上位 15 か国のうち 9 か国が 1 つの経済枠組みに参加し、オーストラリアの貿易の 60%近くがカバーされることになり、オーストラリア企業に様々なビジネスチャンスをもたらすこととなります。

本稿では、RCEP の概要、オーストラリアにとっての批准の意義、オーストラリア企業にとっての利点などについて説明します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 契約交渉段階で契約を成立させないための注意点（不動産）

クイーンズランド州最高裁判所は、商用施設の賃貸借契約の交渉段階のやり取りによって、締結前に拘束力のある契約が成立してしまったかが問題となった事案について、これを否定する判決を下しました。

本事案には、(1)貸主が、契約書ドラフトへの借主のコメントに応えたうえで修正は不要と考える旨を伝えるレターにおいて、契約書ドラフトに法的拘束力がないことを明示する文言を記載していなかったことや、(2)借主が、取締役が賃貸借に実質的に署名した（effectively signed）旨の電子メールを送付したことなどの事情がありました。本判決は、当事者の意図を客観的に検討し、結論としては拘束力ある契約は未だ成立していないと判断したものの、契約交渉段階で意図せず拘束力のある契約を生じさせてしまう可能性があることを再認識させるものです。

本稿では、本判決の内容を紹介したうえで、本判決を踏まえた契約交渉段階での留意点などについて説明します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## プレリリースされた最近のディールのご紹介

### 三菱地所様による One Sydney Harbour プロジェクトへの参画

三菱地所様が One Sydney Harbour Residences Two プロジェクトに参画するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### 新生銀行様による Latitude Financial Group 株式取得

新生銀行様が Latitude Financial Group の株式 9.95%（3 億ドル）を取得するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 最近行われたセミナーのご報告

### 講演のご報告：「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」（2021 年 8 月 31 日）

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブリスバン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

## ウェビナー開催のご報告：「2021年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021年6月22日）

加納弁護士が、2021年6月22日に、ウェビナー形式にて「2021年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

## オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第2段のポイント） （2020年10月20日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年10月20日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第2段のポイント）」をテーマに講演（ジエトロ・シドニー事務所と共催）を行い、改正案第2段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

## 外国投資規制の変更（2020年8月25日、9月17日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年8月25日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。

また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020年9月17日に、ジエトロ・シドニー事務所主催の「ジエトロウェビナー：外資投資規制：改正案のポイントについて」において、同様のテーマで講演を行いました。

## 最近の出版物等

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」のパートをアップデートしました。アップデートされた本冊子は [こちら](#) からご覧いただけます。

### 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接 [メール](#) にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#) にてご購入いただけます。

### 『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの [リンク](#) からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト Jessica Lee  
メール：[jeslee@claytonutz.com](mailto:jeslee@claytonutz.com)



ロイヤー 嶋田雅  
メール：[mshimada@claytonutz.com](mailto:mshimada@claytonutz.com)



ロイヤー Kai Priestly  
メール：[kpriestly@claytonutz.com](mailto:kpriestly@claytonutz.com)



外国資格実務家 梶原康平  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[kkajiwara@claytonutz.com](mailto:kkajiwara@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)